

# 北海道師範塾 「教師の道」 塾頭通信

第909号 平成27年4月6日

## 18歳に選挙権

3月6日、自民党や民主党等与野党6党は、選挙権年齢を現在の「20歳以上」から「18歳以上」にする公職選挙法の改正案を衆議院に提出しました。

与野党一致の改正法案ですから、今国会中の成立は確実とおもわれますので、早ければ来年夏の参議院選挙から、「18歳以上」の若者の投票する姿が見られる事になりそうです。

選挙権というのは、国民が国政に直接参加する重要な機会であり、憲法上保障されている基本的人権の一つです。

選挙権ついて憲法では、次のように規定されています。

第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

(2) (略)

(3) 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

(4) すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

このように、憲法では、「成年者」であれば、誰にでも等しく選挙権が付与されています。

「成年」というのは、「心身が完全な発達をなし、完全な行為能力を有するとみなされる年齢（広辞苑から）」をいいます。

従って、「成年者」というのは、法的にも、単独で責任ある行動が取れる人という事になりますが、それでは一体何歳になったらそうした能力があるとみなすかが問題となる訳です。

この「成年」年齢について、我が国の民法（第4条）では「年齢20歳をもって、成年とする」と定められており、公職選挙法（第9条）でも、選挙年齢は「20歳以上」とされています。

何歳をもって「成年」とするかは国によっても随分違うようで、オーストリアやキューバでは16歳、イギリスやアメリカ、ドイツ等では18歳となっています。逆にシンガポール等のように21歳としている国もありますが、20歳としている国は少数派のようです。

今回の、選挙権年齢の引き下げに対して、

「18歳というのは判断力が不十分ではないか」といった懸念の声がある一方で、朝日新聞が行った世論調査によると「賛成」が48%、「反対」が39%となっており（3月17日付）、世論は総じて肯定的な反応となっているようです。

「18歳は未熟」という意見については分からなくはありませんが、先日中学生も参加して実施された与那国島での住民投票の事を思い起こすと、それは杞憂かも知れないなとも思っています。

与那国島での住民投票は、それを仕掛けた側の思惑もあって中学生や永住外国人に対してまで投票権を与えたのですが、結果からすれば、仕掛け人の思惑外れになってしまいました。中学生達も、責任ある立場に立たされれば真剣に考え投票したようで、今後、18歳の若者達も、実際に選挙権が与えられれば、自分達の将来について真剣に考えてくれるようになるのではと期待しています。

特に、少子高齢化が進む中、医療や福祉等多くの課題を抱えており、こうした問題にどのように対処していくかは、今の18歳の若者達にとっては遠い将来の問題ではありません。むしろ、近未来の日本を背負わなければならない世代にとっては、いずれも直接彼等に関わってくる問題であり、まさに当事者の位置にあるといえます。

そういう意味では、日本の政治に18歳の若者達が当事者として参加するのは、時代の要請といっても良いでしょう。

なお、「18歳以上」を「成年者」とするという事になると、問題は選挙権だけに留まりません。

まず、民法や少年法の規定をどうするのか、それらとどう整合性を取るのかという大きな問題があります。これらの点についても、今後の動向を注視する必要があります。

また、選挙権を持つ事になると、当然、それに付随して責任も生じます。

選挙権の意義やそれを行使する事の意味、有権者として取るべき態度といったような事について、学校教育の場でしっかりと教育して行く必要があります。

特に、高校生に対しては、一票を投ずる事の重さを十分認識させる必要があります。そのためには、意見の分かれる様々な政策課題に対しても興味を持って学び、自分の頭で考え、判断する力を育てて行く必要があります。いい換えれば「有権者教育」とでもいうべきものを、学校教育の場でも積極的に取り入れる必要があります。

勿論、その場合に気を付けなければならない事は、教育の中立性を如何に確保するかという事です。教師が、ある特定の政治的な意図のもとに生徒を誘導するような事は決して許されません。そういう意味では、教師の力量も問われる事になるでしょう。

いずれにせよ、選挙年齢が「18歳以上」に引き下げられれば、日本の政治風土を大きく変える契機となる事は確かだと思っています。